

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第6条第1項の規定により、次のとおり大規模小売店舗の届出に係る事項を変更した旨届出があった。

平成19年6月12日

盛岡地方振興局長 宮 館 壽 喜

1 届出事項の概要

- (1) 届出者の氏名又は名称 株式会社川徳不動産
- (2) 大規模小売店舗の名称及び所在地 川徳ショッピングセンター 盛岡市菜園一丁目10番1号
- (3) 変更した事項 大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名
- (4) 変更の年月日 平成19年2月26日
- (5) 変更の理由 小売業を行う者の一部が退店したため

2 届出年月日 平成19年5月30日

3 縦覧場所 盛岡地方振興局企画総務部及び盛岡市役所